

広島県告示第六百二十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第四項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
農事組合法人原田の郷	安芸高田市高宮町 原田二一〇九番地	安芸高田市高宮町原田字桜 ケ段三五一〇番ほか四筆	八、四三二
信川 進吾	安芸高田市向原町 坂一八九九番地	安芸高田市向原町坂字柏木 三六五七番ほか三筆	九、七一一
株式会社れんげ	安芸高田市甲田町 下甲立二六一番地 七	安芸高田市甲田町下甲立字 由留木四四五番一ほか五筆	五、九一九
吉川 智晃	安芸高田市高宮町 原田二七二六番地	安芸高田市高宮町原田字西 沖田二三八四番一ほか七筆	一五、一七五
山本 英次	安芸高田市向原町 坂六五一九番地二	安芸高田市向原町坂字千日 三三七八番一	二、二三五

二 認可年月日

平成二十七年十月十九日